

部隊等の管理する装備品等を地方防衛局等の工事により据付けを行う場合の事務処理について（通達）

昭和 39 年 5 月 14 日

陸幕 4 第 156 号

改正 平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号 平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号 平成 27 年 9 月 29 日陸幕装計第 403 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸上総隊司令官
各方面総監 殿
中央業務支援隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 71）

部隊等の管理する装備品等を装備施設本部の工事により据付けを行う場合の事務処理について（通達）

標記について、据付け後も陸上自衛隊の装備品等として管理する場合の当該装備品等については、じ後下記により処置することとなったので、別紙第 1 及び第 2 を参照の上、事務処理に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 分任物品管理官は地方防衛局長又は支局長（当該工事契約にかかわる支出負担行為担当官を含む。）から「据付用機械機器寄託手続依頼書」（以下、「依頼書」という。）の送付を受けた場合は、依頼書に示す条件により直接工事契約の相手方に装備品等を「寄託」するものとし、地方防衛局又は支局へ管理換は行わない。
- 2 前項の装備品等の寄託又は返還があった場合は、それぞれ受領書又は返品書を徴し、事務整理を行うものとする。

添付書類：別紙第 1、第 2

配布区分：「F」（陸幕内は、第 4 部長 10 部
施設課長、通信課長 各 2 部）

陸幕 4 第 156 号別紙第 1
施本第 1356 号（C G A）
昭和 39 年 4 月 9 日

陸上幕僚長 殿

防衛施設庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の
処理について

参照：昭 39. 2. 10 付防経監第 228 号「同件名（進達）」

自衛隊施設の整備に係る当庁工事に当り、部隊または機関（以下部隊等という。）が管理する防衛庁所属の防衛用品のうち、据付後も防衛庁の物品として管理されることとなる据付用機械機器（施設機械および通信機器等をいう。）を寄託して施工する場合の当該物品の取扱いについては、その事務簡素化を計るべくさきに、参照文書の趣旨により総理大臣あて申請中のところ、その承認を得たものである。

については、今後上記工事の施工に当っては、そのつど当庁と部隊等間の管理換を行なうことなく、直接部隊等の物品管理官（分任物品管理を含む。）から工事契約の相手方に寄託できることとなり、今般細部の手続について別添のとおり各防衛施設局長および各支局長に指示したので貴れい下部隊等に対し周知方の配慮をお願いする。

なお、当該物品以外の防衛用品並びに施設用品については、従来どおり部隊等間における分類換を伴う管理換として処理するのであるが、このことについても所管大臣の承認等の省略に係る事務簡素化を計りたい所存であることを申し添える。

以上

別添：昭 39. 4. 8 付施本第 1348 号（C G A）

「防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（通達）」

別添
施本第 1348 号（C G A）
昭和 39 年 4 月 8 日

各防衛施設局・支局長 殿

防衛施設庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（通達）

自衛隊施設の整備に係る貴局工事に当り、部隊または機関（以下部隊等という。）が管理する防衛庁所属の防衛用品のうち、据え付け後も防衛庁の物品として管理されることとなる据え付け用機械機器（施設機械および通信機器等をいう。以下「据付用機器」という。）を寄託して施工する場合の処理については、別添 1 の趣旨をもって申請中のところ、今般別添 2 のとおり総理大臣の承認を得、今後は部隊等との間に管理換を行なうことなく、直接部隊等の物品管理官（分任物品管理官を含む。以下同じ。）から工事契約の相手方に寄託できることとなったので、細部の取扱いについては下記によらるたい。

なお、当該物品以外の防衛用品ならびに施設用品については、従来どおり部隊等間における分類換を伴う管理換として処理するのであるが、このことについても所管大臣の承認等の省略に伴う事務簡素化を計りたい所存であることを申し添える。

記

- 1 防衛施設局長または支局長（自衛隊建設工事に係る支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）をいう。以下「施設局長等」という。）は、工事請負契約を締結したときは、遅滞なく当該契約に係る仕様書ならびに工程表等に定める据付機器の品名、規格、数量、寄託の相手方、寄託期間、寄託場所その他物品の管理等必要な事項を明記した別添 3 の据付用機械機器寄託手続依頼書をもって、その物品を管理する部隊等（以下「管理部隊等」という。）の物品管理官に寄託を実施するよう依頼するものとする。
- 2 施設局長等は前項の寄託手続が行なわれたときは、契約の相手方から防衛庁の物品管理に関する訓令に定める受領書の写しを、また返還が行なわれたときは上記訓令に定める返品書の写しをそれぞれ一部送付を受け取るものとする。
- 3 施設局長等は工事監督官を寄託物品の引渡しおよび返還に立会わせるものとする。

以上

別添：1 昭. 39. 1. 24 付施本第 153 号（C G A）

「防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（申請）」

2 昭. 39. 3. 4 付総会第 213 号の 2

「防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について」

3 据付用機械機器寄託手続依頼書

本信あて先：各防衛施設局長
各支局長

別添 1
施本第 153 号 (C G A)
昭和 39 年 1 月 24 日

内閣総理大臣 殿
(防衛庁長官経由)

防衛施設庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について (申請)

自衛隊の施設の整備に係る建設工事に当り、部隊または機関が管理する防衛庁所属の防衛用品のうち据付後も防衛庁の物品として管理することとなる据付用機械機器 (施設機械および通信機器等をいう。) を寄託して据付工事を施工する場合の当該物品の取扱いについては、他の防衛用品同様部局を異にする防衛庁との間に分類換を伴う管理換としてそのつど物品管理法上の所要の手続を経て、当庁所属の物品に受け入れた後実施するものであるが、当該工事に係る件数が比較的多く、また工事竣工後防衛庁に返還することが分類設定の条件となっており、さらに当庁としては、当該物品を管理する適切な管理機関が現地に所在しないのが実情である等の理由から、その事務簡素化を図るために異なる部局相互間の管理換の特例として、別添により処理したいので申請するから、よろしくお取計らい願います。

以上

別添：防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について

別添

防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について

防衛施設庁の施工にかかる工事で、防衛庁の部隊または機関（以下部隊等という。）が管理する据付用機械機器（施設機械および通信機器等をいう。）を寄託して据付工事を実施する場合は、防衛施設庁の契約とこれにかかる寄託の依頼にもとづき、部隊等から防衛施設庁に管理換することなく直接当該物品を管理する部隊等から寄託することができるものとする。

別添 2
総会第 213 号の 2
昭和 39 年 3 月 4 日

防衛施設庁長官 殿

内閣総理大臣

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について

昭和 39 年 1 月 24 日付施本第 153 号（C G A）をもって申請のあった標記については、申請のとおり承認する。

別添 3

据付用盤頼機器寄託手続依頼書

昭和 年 月 日
番 号

部隊等名
物品管理官 殿

防衛施設局長

今般別添のとおり工事契約を締結したので下記物品を寄託されたく依頼する。

記

工 事 件 名						
寄託の相手方						
品 名	規 格	数量	寄託期間	寄託場所	備 考	
その他物品管理等必要な事項						

別添：工事請負契約書（写し） 1 部

陸幕 4 第 156 号別紙第 2
防経監第 556 号
39. 3. 25

陸上幕僚長 殿

防衛庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（通達）

標記について、承認の通知があったので、今後、本件の事務処理については、相互間においてじゅうぶん協議のうえ細部手続きを取り決める等遺憾のないように実施されたい。

添付書類：防経監第 228 号（39. 2. 10）

防経監第 228 号
39. 2. 10

内閣総理大臣 殿

防衛庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（通達）

標記について、別添のとおり進達するのでよろしくおとりはからい願いたい。

なお、この件は、防衛庁の物品管理に関する訓令（昭和 32 年防衛庁訓令第 5 号）第 30 条第 5 項の規定により防衛施設庁が設置されるまでは防衛庁建設本部においては全品目にわたり施行していたものであるので念のため申し添える。

添付書類：施本第 153 号（C G A）（39. 1. 24）

施本第 153 号（C G A）

昭和 39 年 1 月 24 日

内閣総理大臣 殿
（防衛庁長官経由）

防衛施設庁長官

防衛施設庁の施工に係る工事に当り部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について（申請）

自衛隊の施設の整備に係る建設工事に当り、部隊または機関が管理する防衛庁所属の防衛用品のうち据付後も防衛庁の物品として管理することとなる据付用機械機器（施設機械および通信機器等をいう。）を寄託して据付工事を施工する場合の当該物品の取扱いについては、他の防衛用品同様部局を異にする防衛庁との間に分類換を伴う管理換としてそのつど物品管理法上の所要の手続を経て、当庁所属の物品に受け入れた後実施するのであるが、当該工事に係る件数が比較的多く、また工事竣工後防衛庁に返還することが分類設定の条件となっており、さらに当庁としては、当該物品を管理する適切な管理機関が現地に所在しないのが実情である等の理由から、その事務簡素化を図るために異なる部局相互間の管理換の特例として、別添により処理したいので申請するから、よろしくお取計らい願います。

以上

別添：防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について

別添

防衛施設庁の施工に係る工事に当り、部隊等の管理する物品を取り扱う場合の処理について

防衛施設庁の施工にかかる工事で、防衛庁の部隊または機関（以下部隊等という。）が管理する据付用機械機器（施設機械および通信機器等をいう。）を寄託して据付工事を実施する場合は、防衛施設庁の契約とこれにかかる寄託の依頼にもとづき、部隊等から防衛施設庁に管理換することなく直接当該物品を管理する部隊等から寄託することができるものとする。